

## 【戸建住宅用】 申請手続きに関する資料 ー 目次

1. 申請手続きについて	2ー 6
2. 申請図書作成要領	7ー 25

# 1. 申請手続きについて

## (1) 申請者の資格

- ・申請する環境共生住宅の建築・販売などの供給に携わる方、又は所有する方が申請できます。複数での連名による申請も可能です。なお、申請者の中には申請する内容に責任を持てる方を必ず含むこととします。
- ・システム供給型で申請者を連名とする場合には、個々の申請者が住宅を供給する場合の供給体制を各々明確にして下さい。(申請書様式 6. 供給体制の中にご記入下さい。)

## (2) 認定申込

- ・申請者は認定に必要な図書を、別記する申請書類の作成要領に沿ってまず1部作成し、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構 企画・環境部まで郵送又は持参して下さい。事務局の確認の後、正1部・副2部の計3部の申請図書を審査料の振込領収書の写しと共に提出して下さい。
- ・認定の申込受付時期は随時受け付けています。

## (3) 申請区分および供給形式

- ・申請区分と供給形式により提出書類・審査料が異なります。申請する環境共生住宅の区分を、次の表より確認して下さい。なお、下記区分に該当しない場合は、その都度お打ち合わせして決めることとします。

【申請区分】(変更・更新はシステム供給型のみ適用)

申請区分	適用
新規	
変更	イ) 特定評価項目の内容に変更がある場合 ロ) CASBEE の評価内容に変更がある場合 ハ) 先導的提案技術の内容に変更がある場合 ニ) 供給体制の内容に変更がある場合 ホ) その他の申請内容に変更がある場合
更新	イ) 全く申請内容を変えずに、最新の認定基準を満たす場合

【供給形式の区分】

戸建住宅	
供給形式	適用
個別供給型	プラン・仕様が特定された単体(一棟)の住宅として、特定された建設地に供給される場合(後述する供給型に属さない場合)
システム供給型	建設地が特定されない単体の住宅で、先導的な提案技術の仕様や供給体制がシステムとしてまとめられており、継続して供給される場合

(4) システム供給型の申請条件

システム供給型の住宅を申請する場合には、下記に示す供給体制がシステム化されていることが条件となります。

1. 住宅及び先導的な提案技術の供給に係わる組織体制
2. 先導的な提案技術に係わる部分を含む、設計・施工の工程
3. 設計・施工が確実に実行されるための体制
  - a) 認定を受けた環境共生住宅として供給されるあらゆるケース(プラン、地域など)について、特定評価項目や CASBEE 評価項目、先導的な提案技術が申請通りに設計・施工されるための体制の明示。
  - b) 関係するマニュアル等(設計共通仕様書、工事共通仕様書、設計・施工マニュアル)の実際に使用するものの提出(提出部数は正1部のみ)。特定評価項目を評価に採用している場合は、マニュアルは各項目を満たすことが分かる内容であること。
  - c) 認定を受けた住宅を確実に設計・施工するための、現場で確認するためのチェックリストの作成。  
そのチェックを組織のどの部署で行うか、組織図、及びどの時期に行うかを、設計時点を含めた工程表で明示。

4. 維持・管理が適正に行われるための体制

特定評価項目や CASBEE 評価項目、先導的な提案技術に係わる部分で、竣工後に維持・管理を必要とする場合には、これらが適正に行われるためのアフターサービスまたは居住者に対する啓発等のサポート体制の明示。居住者へ渡す住まい方マニュアル等、実際に使用するものの提出。

## (5). CASBEE-戸建（新築に関する）申請について

### 5.1 個別供給型

#### 5.1.1 申請方法

	申請方法
個別供給型	<ul style="list-style-type: none"><li>・個別計画案について、設計図書に基づき CASBEE 評価を実施し、評価結果及びその根拠資料を提出する。</li><li>・申請時点で、未確定な計画要素に関する評価項目については、①又は②の方法で評価する。<ul style="list-style-type: none"><li>①未確定項目は最低レベルで評価する</li><li>②未確定項目は、今後の計画目標で評価する。計画目標を実現するための方法・措置について説明する。</li></ul></li><li>・申請者は、竣工時点で基準に定められた CASBEE ランクを確保することを誓約する。</li><li>・申請者は、建物が竣工した段階で CASBEE を再評価し所定のランクに達していることを確認する。その評価結果は、5年間保管する。</li></ul> <p>* 認定を受けた物件に対し、評価結果等の資料について提出を求めることがある。</p>

#### 5.1.2 記載内容

CASBEE の評価結果（CASBEE ランク）を示すこと。

#### 5.1.3 添付資料

- ・様式 3-1、3-2
- ・CASBEE 評価結果シート、スコアシート
- ・関連する図面
- ・CASBEE の評価において、日本住宅性能表示基準を引用している項目については、該当する性能評価書を提出すること。
- ・所定の CASBEE ランクを確保する措置、体制を説明する資料  
(オプション構成一覧、設計マニュアル、チェックリストなど)

## 5.2 システム供給型

### 5.2.1 申請方法

	申請方法
システム供給型	<ul style="list-style-type: none"><li>モデル住宅の設計図書に基づき、CASBEE 評価を実施し、評価結果及びの根拠資料を提出する。</li><li>システム上、設計及び評価結果が確定する項目は、その旨を示す。</li><li>システム上、設計及び評価結果が確定しない項目のうち、オプション（選択）の範囲が定まる項目は、その旨を示し、それぞれのオプションに応じた評価結果を示す。</li><li>システム上、設計及び評価結果が確定しない項目のうち、オプションを設定しておらず、完全に実施設計対応になる項目については、計画目標で評価する。</li><li>実際に供給する住宅が、所定のランクを確保することができる措置、体制を申請する。</li><li>申請者は、実施の供給物件が竣工した時点で、基準に定められた CASBEE ランクを確保することを誓約する。</li><li>申請者は、実際の供給物件が竣工した段階で CASBEE を再評価し所定のランクに達していることを確認する。その評価結果は、5 年間保管する。</li></ul> <p>* 認定を受けた物件に対し、評価結果等の資料について提出を求めることがある。</p>

### 5.2.2 記載内容

CASBEE の評価結果（CASBEE ランク）を示すこと。

### 5.2.3 添付資料

- 様式 3-1、3-2
- CASBEE 評価結果シート、スコアシート
- 関連する図面
- CASBEE の評価において、日本住宅性能表示基準を引用している項目については、該当する性能評価書を提出すること。
- 所定の CASBEE ランクを確保する措置、体制を説明する資料（オプション構成一覧、設計マニュアル、チェックリストなど）

## 必要書類一覧

	新規		追加 変更	更新
	個別	システム	システム	システム
(様式1)	○		○	
(様式2)	○		△	
(様式3-1)CASBEE ランク	○		△	△
(様式3-2) CASBEE 項目の仕様確定状況記入用紙	○		△	△
(様式4-1)特定評価項目-省エネルギー性能	○		△	△
(様式4-2)特定評価項目-資源の高度有効利用	○		△	△
(様式4-3)特定評価項目-地域適合・環境親和	○		△	△
(様式4-4)特定評価項目-健康快適・安全安心	○		△	△
(様式5)先導的な技術提案	○		△	△
(様式6)供給体制	○		△	△
(様式7)供給者の概要	○		△	△
設計図書	○		△	△
設計・施工マニュアル等※1	○		△	△
企業案内パンフレット等※1	○		△	△
<p>凡例 ○:要提出 △:変更がある場合に要提出</p> <p>※1:この部分は正のみ(もしくは別ファイルにて)1部御提出下さい。</p> <p>更新の場合、変更が無ければ様式1のみをご提出ください。変更がある場合は、変更が伴う内容に該当する様式を使用し、ご提出願います。</p>				

## 2. 申請図書作成要領

### (1). 申請書類作成の流れ

- 1) まず原案を1部作成し, 事務局の確認を受けた後に, 最終版を3部提出して下さい。
- 2) 申請図書は, A4サイズのファイルにまとめて提出して下さい。(様式は問いません。)
- 3) 書類の大きさは原則としてA4とします。(図等の場合、最大でもA3サイズとし、この場合はA4サイズに折って下さい。)
- 4) ファイルは, 正1部(保管用), 副2部(審査用)の計3部作成して下さい。
- 5) 図書の順番は次のとおりとし, 各図書はインデックスで区切って下さい。また, ページ番号を記した目次を作成して下さい。
  1. 目次
  2. 審査申請書(様式1)
  3. 環境共生住宅に対する基本的考え方(様式2)
  4. CASBEE ランクへの適合状況記入図書(様式3)
  5. 特定評価項目への適合状況記入図書ー(様式4)、あるいはこれに代わる書類
  6. 先導的な技術提案への適合状況記入図書ー(様式5)、あるいはこれに代わる書類
  7. 供給体制(様式6)
  8. 供給者の概要(様式7)
  9. 設計図書
  10. CASBEE評価結果及びその根拠資料
  11. (システム供給型のみ)システム供給に関わる設計・施工マニュアル(正のみ)
  12. 企業案内パンフレット等(正のみ)

6) ファイルの表紙及び背表紙をつけてください。(下図を参考に作成して下さい。)

<表紙>

**「環境共生住宅認定」**

(正/副の別)

環境共生住宅の名称  
○×△

---

申請者の名称  
○○○○○○

---

担当者  
氏名   ○○○○○○

所属   ○○○○○○

TEL.   ××-××××-××××

申請年月日   ○○○○年○月○日

<背表紙>

環境共生住宅認定

(申請者名)

(環境共生住宅の名称)

(申請年月日)

正・副の別を記入

- 7) 各ページのページ番号は右下に付番してください。また追加・変更等によりページが変わる場合には一時的に〇—1のように枝番による付番も結構です。
- 8) 図書は、要領よく、分かり易く作成するよう、心がけて下さい。
- 9) 要求されていない図書を提出しないで下さい。
- 10) 設計図書作成【作成上の留意事項】
  - ① 特定評価項目を満たす仕様であること。
  - ② 環境共生に係わる配慮を行った部分の位置又は範囲を特定できること。
  - ③ 提案技術に係わる配慮については、(様式5)先導的な技術提案と相互に参照できるよう配慮すること。
  - ④ 縮尺は次頁の表以外でも、確認申請用の図書程度としてもよい。
  - ⑤ 次頁の表に示す図書以外にも、必要な書類を添付しても構わない。
  - ⑥ システム供給型についてはモデルプランを作成する。

(2). 提出必要図書一覧

	図面名称	縮尺	明示すべき事項など
個別供給型	付近見取図	自由	方位, 道路及び目標となる建物
	配置図	1/100 程度	縮尺, 方位, 敷地の境界線, 敷地内における建築物の位置, 擁壁並びに敷地に接する道路の位置及び幅員, 建物の寸法, 緑化部分
	平面図	1/100 程度	縮尺, 方位, 間取, 寸法, 室名, 床レベル
	立面図	1/100 程度	縮尺, 開口部の位置, 寸法(4面以上)
	矩計図	1/20 程度	(主要な部分の断面を1軸)
	仕様書	—	面積(敷地, 緑化, 建築, 延べ床, 各階床), 断熱仕様(壁・床・天井・屋根などの断熱材種類と厚さ), 開口部の建具種類とガラス種類及びその組み合わせ, 主要な居室の内装仕上げ材
システム供給型	平面図	1/100 程度	縮尺, 方位, 間取, 寸法, 室名, 床レベル
	立面図	1/100 程度	縮尺, 開口部の位置, 寸法(4面以上)
	矩計図	1/20 程度	(主要な部分の断面を1軸)
	仕様書	—	断熱仕様(壁・床・天井・屋根などの断熱材種類と厚さ), 開口部の建具種類とガラス種類及びその組み合わせ, 主要な居室の内装仕上げ材

先導的提案技術を提案している場合、図面は提案内容が反映されたものにしてください。

### (3) 審査申請書（様式1）の書き方

審査申請書とは、申請者、申請区分および申請対象の概要について記入するものです。新規・変更・更新に係わらず必ず提出する必要があります。

(様式1①の例)

<p>環境共生住宅認定 審査申請書</p>	
<p>一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 理事長 様</p>	
<p>環境共生住宅認定規程第2条の規程に基づき、環境共生住宅の認定を申請します。</p>	
<p>平成 年 月 日</p>	
<p>申請日を記入して下さい。</p>	
<p>環境共生住宅の名称</p>	<p>他の住宅と区別がつく名称を記入して下さい(一般名称もしくは商品名そのものであるものは避けて下さい)。この名称は、環境共生住宅認定を取得した事を広報する場合に必ず記入する事になります(別紙「環境共生住宅の広報上の注意点」参照)。</p>
<p>申請者の名称と住所</p>	<p>全ての申請者の名称(企業の場合は企業名と代表者名)と住所を記入し、捺印して下さい。スペースが足りない場合は、同じ様式の用紙に記入し、添付して下さい。</p>
〒	印
〒	印
〒	印
〒	印

(様式1②の例)

[申請区分]には、p.2の表を参考に申請の区分を確認し、○で囲んで下さい。

申請内容

■申請区分 (該当するものを○で囲んで下さい。②と③は重複して申請できます。)

- ① 新規                      ② 変更                      ③ 更新

□変更内容の概要 ※「② 変更」の

認定No.  
変更内容記入欄

[申請区分]で変更を選択した場合のみ記入して下さい。[認定No.]には以前受けた認定のNo.を、[変更内容記入欄]には以前受けた認定からの変更点を簡単に記入して下さい。

■住宅の概要

1. 供給形式 ○で囲んで下さい	供給型	①個
	建て方	①戸
2. 構造形式		
3. 建設地	住所 又は供給地域 <sup>1)</sup>	
	用途地域区分 <sup>2)</sup>	
4. 建設戸数 <sup>3)</sup>		

[供給形式]の「供給型」については、p.3の表を参考に、○で囲んで下さい。

[構造形式]には、申請対象住宅の構造(例:木質系軸組工法、枠組壁工法、鉄鋼系軸組構法、鉄筋コンクリート造など)を記入して下さい。

個別供給型の場合は建設地の住所を記入して下さい。システム供給型の場合は供給予定のある地域を都道府県で記入して下さい。この場合、供給地域数が多い場合は、供給しない地域を「～県を除く」または「省エネルギー基準における地域区分○地域を除く」という形式で記入しても構いません。

個別供給型の場合に記入して下さい。敷地内に複数の用途地域がある場合は、全てを記入して下さい。

個別供給型の場合には建設戸数を明記してください。

- 1) 個別供給型の場合は建設地の住所を記入。システム供給型の場合は供給予定のある地域を都道府県で記入。供給地域数が多い場合は、供給しない地域を「～県を除く」または「省エネルギー基準における地域区分○地域を除く」という形式で記入しても構いません。  
 2) 個別のみ記入。敷地内に複数の用途地域区分がある場合は、全てを記入して下さい。  
 3) 個別供給型のみ記入。

(様式1③の例)

基準内用に合った[申請方式]を○で囲んでください。

(様式1③)

■申請方式

※該当する申請方式を○で囲んでください。

申請方式	基準内容
I	CASBEE-戸建(新築) CASBEE ランク S (★★★★★) 以上
II	CASBEE-戸建(新築) CASBEE ランク A (★★★★) + 特定評価項目 (4 類型 9 項目)
III	申請方式 II について、CASBEE ランクもしくは特定評価項目を満たせないため、 代わりとして先導的な提案技術で代替する。 (満たせない基準と代替する先導的な技術提案を_____部に記載してください) ・満たせない基準  ↓ ・上記を代替する先導的な技術提案 (項目 No は認定基準に関する資料 p4-6 参照) - 項目 No : _____ - 技術提案名称 : _____
IV	申請方式 I について、追加する先導的な技術提案 (項目 No は認定基準に関する資料 p4-6 参照) - 項目 No : _____ - 技術提案名称 : _____

■申請図書作成責任者

氏名 \_\_\_\_\_ 所属 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

TEL. ( ) \_\_\_\_\_ FAX. ( ) \_\_\_\_\_

E-Mail. \_\_\_\_\_

■CASBEE 戸建-新築評価者

氏名 \_\_\_\_\_ 所属 \_\_\_\_\_

評価員登録番号 \_\_\_\_\_

(様式1) 2

#### (4)環境共生住宅に対する基本的考え方(様式2)の書き方

今回申請される環境共生住宅について申請者の考えを記入して戴く欄です。「新規」あるいは基本的考え方に「変更」が生じる場合は、必ず提出して下さい。複数枚で提出戴いても結構です。

次に示す考え方に基づき、環境共生住宅認定基準に適合する  
平成 年 月 日  
(住宅名称)

[平成 年 月 日]には、書類を作成した年月日を記入して下さい。  
(様式3、4、5、6において同様)

[住宅名称]には(様式1)の[環境共生住宅の名称]と同様の名称を、  
[申請者]には(様式1)の[申請者の名称と住所]に記した全ての名称  
を記入して下さい。(様式3、4、5、6において同様)

[基本的考え方]では、原則として次の項目について触れて下さい。

- ・申請者の「環境」に関する考え(背景)
- ・その「環境」に対して、今回申請する環境共生住宅により何を狙うのか(目的)
- ・その目的に対する必須要件および提案技術の位置付け

各技術の詳細な内容は(様式4以降)で示して戴くので、ここでは要点のみ記述して下さい。特に添付書類を付けられる時には、本文との関連づけを明確に示して下さい。

(5) CASBEE ランクへの適合状況記入図書(様式3)の書き方

認定基準の、CASBEE ランクへの適合状況を審査するための書類です。

(様式 3-1)

(様式 3-1) CASBEE ランク 2017 年度基準

環境共生住宅認定 (戸建住宅) CASBEE ランク

CASBEE ランクについて、本書類に記名・記入戴きご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施し  
平成 年 月 日  
住宅の名称: \_\_\_\_\_ 申

[平成 年 月 日][住宅名称][申請者]は、(様式 2)と同様の記入をして下さい。

基準への適合状況

(1) 評価基準

建物が竣工した時点における CASBEE-戸建(新築)評価に基づく CASBEE ランクを評価する。

(2) CASBEE ランク

申請方式の欄に採用した申請方式(I~IV)を記入し、当該物件の CASBEE-戸建(新築)評価および BEE 値を記載すること。

申請方式	CASBEE ランク	BEE 値
	CASBEE ランク _____	

CASBEE ランクへの適合状況を、申請するコースに従って○印を付け、BEE 値を記入してください。

(3) CASBEE 戸建-新築の評価

CASBEE-戸建(新築)の評価は、CASBE 戸建評価員が行う。

(様式 3-1) 1

(様式 3-2)

(様式 3-2) CASBEE 項目の仕様確定状況記入用紙

Q <sub>H</sub> 戸建の環境品質		仕様等の確定状況		
		確定	オプション	設計対応
<b>Q<sub>H1</sub> 室内環境を快適・健康・安心にする</b>				
<b>1 暑さ・寒さ</b>				
1.1	基本性能	1 断熱等性能の確保		
		2 日射の調整機能		
1.2	夏の暑さを防ぐ	1 風を取り込み、熱気を逃がす		
		2 適切な冷房計画		
1.3	冬の寒さを防ぐ	1 適切な暖房計画		
<b>2 健康と安全・安心</b>				
2.1	化学汚染物質の対策			
2.2	適切な換気計画			
2.3	犯罪に備える			
2.4	災害に備える			
<b>3 明るさ</b>				
3.1	昼光の利用			
<b>4 静かさ</b>				
<b>Q<sub>H2</sub> 長く使い続ける</b>				
<b>1 長寿命に対する基本性能</b>				
1.1	躯体			
1.2	外壁材			
1.3	屋根材、陸屋根			
1.4	自然災害に耐える			
1.5	火災に備える	1 火災に耐える構造		
		2 火災の早期感知		
<b>2 維持管理</b>				
2.1	維持管理のしやすさ			
2.2	維持管理の計画・体制			
<b>3 機能性</b>				
3.1	広さと間取り			
3.2	バリアフリー対応			
<b>Q<sub>H3</sub> まちなみ・生態系を豊かにする</b>				
<b>1 まちなみ・景観への配慮</b>				
<b>2 生物環境の創出</b>				
2.1	敷地内の緑化			
2.2	生物の生息環境の確保			
<b>3 地域の安全・安心</b>				
<b>4 地域の資源の活用と住文化の継承</b>				

評価項目ごとに、申請する物件の仕様の確定状況を確定、オプション、設計対応のどれであるか○印を付けてください。

(6) 特定評価項目への適合状況記入図書(様式4)の書き方

認定基準の特定評価項目への適合状況を審査するための書類です。

(様式4-1) ①

[平成 年 月 日][住宅名称][申請者]は、  
(様式2)と同様の記入をして下さい。

環境共生住宅認定(戸建住宅) 特定評価項目

【高度な熱損失の低減】本書類に記名して提出戴くか、もしくは該当する性能に関する日本住宅性能表示基準における住宅型式性能認定書・型式住宅部分等製造者等認証書もしくは特別評価方法認定書(いずれも申請住宅に該当するものに限る)の写しをご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日  
住宅の名称: \_\_\_\_\_ 申請者名: \_\_\_\_\_

基準への適合状況

(1)用語の定義  
・用語の定義は日本住宅性能表示基準における5-1 断熱等性能等級(2)イ定義を参照のこと。

(2)評価基準  
等級は、地域区分が1、2、3又は4地域である場合にあってはイ及びハに掲げる基準、5、6又は7地域である場合にあってはイからハマまでに掲げる基準、8地域である場合にあってはロ及びヒに掲げる基準におけるそれぞれの等級のうち、最も低いものとする。ただし、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成25年国土交通省告示第907号。以下「設計施工指針」という。)附則5に掲げる基準に適合している場合にあっては、イ及びロの基準において等級4の基準に適合しているものとみなす。

イ外皮平均熱貫流率に関する基準  
①次の表の(イ)項に掲げる等級ごとに、(ロ)項に掲げる地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。

(イ)	(ロ)						
等級	外皮平均熱貫流率 (単位W/(m <sup>2</sup> ・K))						
	1	2	3	4	5	6	7
4	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87

②①の外皮平均熱貫流率は、建築主等の判断の基準Ⅰの第2の1の1-3(1)イからハマまでに定める計算方法又は設計施工指針2(1)に定める計算方法により算出すること。なお、等級4の場合に明示することができる外皮平均熱貫流率は、単位をW/(m<sup>2</sup>・K)とし、小数点第三位を切り上げた値とすること。

ロ冷房期の平均日射熱取得率に関する基準  
①次の表の(イ)項に掲げる等級ごとに、(ロ)項に掲げる地域区分に応じ、冷房期の平均日射熱取得率がそれぞれ同項に掲げる基準値以下であること。

(イ)	(ロ)			
等級	冷房期の平均日射熱取得率			
	5	6	7	8
4	3.0	2.8	2.7	3.2

②①の冷房期の平均日射熱取得率は、建築主等の判断の基準Ⅰの第2の1の1-3(2)イ又は設計施工指針2(2)に定める計算方法より算出する。また、等級4の場合に明示することができる冷房期の平均日射熱取得率は、小数点第二位を切り上げた値とすること。

ハ結露の発生を防止する対策に関する基準  
a グラスウール、ロックウール、セルローズファイバー等の繊維系断熱材、プラスチック系断熱材(日本工業規格A9511に規定する発泡プラスチック保温材(A種フェノールフォーム3種2号を除く。)、日本工業規格A9526に規定する建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームであって、吹付け硬質ウレタンフォームA種1又はA種2に適合するもの及びこれらと同等以上の透湿抵抗を有するものを除く。)その他これらに類する透湿抵抗の小さい断熱材(以下「繊維系断熱材等」という。)を使用する場合にあっては、防湿層(断熱層(断熱材で構成される層をいう。以下同じ。))の室内側に設けられ、防湿性が高い材料で構成される層であって、断熱層への漏気や水

(様式4-1) ②

[平成 年 月 日][住宅名称][申請者]は、  
(様式2)と同様の記入をして下さい。

環境共生住宅認定（戸建住宅）特定評価項目

【再生可能エネルギー等の利用】本書類に記名・記入戴きご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日

住宅の名称:

申請者名:

1. 認定基準

環境共生住宅は、以下の設備のいずれか1つ以上を採用しなければならない。

- a.太陽光発電システム
- b.燃料系潜熱回収瞬間式給湯器
- c.電気ヒートポンプ式給湯器
- d.太陽熱温水器、太陽熱給湯システム
- e.ガスエンジン式コージェネレーションシステム
- f.燃料電池式コージェネレーションシステム
- g.その他上記 a～fと同等以上の性能を有する設備

2. 計画

(1)採用する取組み

採用する取組みについて以下の表に、採用の有無の項目に○を記入し、箇所数の項目に採

基準に定められた取組みのうち、採用した項目について○印を付けてください。

取組み	採用の有無
a.太陽光発電システム	
b.燃料系潜熱回収瞬間式給湯器	
c.電気ヒートポンプ式給湯器	
d.太陽熱温水器、太陽熱給湯システム	
e.ガスエンジン式コージェネレーションシステム	
f.燃料電池式コージェネレーションシステム	
g.その他上記 a～fと同等以上の性能を有する設備	

(2)計画の概要

(様式4-2) ①・②

[平成 年 月 日][住宅名称][申請者]は、(様式2)と同様の記入をして下さい。

### 環境共生住宅認定(戸建住宅) 特定評価項目

【耐久性】本書類に記名して提出戴くか、もしくは該当する性能に関する日本住宅性能表示基準における住宅型式性能認定書・型式住宅部分等製造者等認証書もしくは特別評価方法認定書(いずれも申請住宅に該当するものに限る)の写しをご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日

住宅の名称:

申請者名:

#### 基準への適合状況

##### (1)用語の定義

- ・用語の定義は日本住宅性能表示基準における3-1 劣化対策等級(構造躯体等)(2)イ 定義を参照のこと。

##### (2)評価基準

###### イ 木造

①次に掲げる基準に適合していること。

###### a 外壁の軸組等

外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分(木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。)のうち地面からの高さ1m以内の部分が、次の(i)から(iii)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

(i)通気層を設けた構造(壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な処置が講じられているものをいう。))又は軒の出が90cm以上である真壁構造(柱が直接外気に接する構造をいう。)のいずれかの構造(以下「通気構造等」という。)となっている外壁であり、かつ、軸組等が次の(イ)から(ニ)までのいずれかに適合するものであること。

(イ)軸組等(下地材を除く。)に製材又は集成材等(集成材の日本農林規格(昭和49年農林省告示第601号)に規定する化粧ばり構造用集成柱、構造用集成材の日本農林規格(平成8年農林水産省告示第111号)に規定する構造用集成材、構造用単板積層材の日本農林規格(昭和63年農林水産省告示第1443号)に規定する構造用単板積層材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格(平成3年農林水産省告示第701号)に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいう。以下同じ。)が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等(合板の日本農林規格(平成15年農林水産省告示第233号)に規定する構造用合板、構造用パネルの日本農林規格(昭和62年農林水産省告示第360号)に規定する構造用パネル、日本工業規格A5908に規定するパーティクルボードのうちPタイプ又は日本工業規格A5905に規定する繊維版のうちミディアムデンシティブファイバーボード(以下「MDF」という。)のPタイプをいう。以下同じ。)が用いられているとともに、軸組等が、防腐および防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

(ロ)軸組等に製材又は集成材等でその小径が13.5cm以上のものが用いられていること。

(ハ)軸組等に構造用製材規格等(針葉樹の構造用製材の日本農林規格(平成3年農林水産省告示第143号)、広葉樹製材の日本農林規格(平成8年農林水産省告示第1086号)及び枠組壁工法構造用製材の日本農林規格(昭和49年農林省告示第600号)をいう。以下同じ。)に規定する耐久性区分D<sub>1</sub>の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等でその小径が12.0cm以上のものが用いられていること。

(ニ)(イ)から(ハ)までに掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な処置が講じられていることが確かめられたものであること。

(ii)構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちK3以上の防腐処理及び防蟻処理(日本工業規格K1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたK3以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。以下「K3相当以上の防腐・防蟻処理」という。)が施されていること。

(iii)(i)又は(ii)に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な処置が講じられていることが確かめられたものであること。

###### b 土台

土台が次の(i)から(iii)までのいずれかに適合し、かつ、土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。

(i)土台にK3相当以上の防腐・防蟻処理(北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちK2以上の防腐処理(日本工業規格K1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたK2以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。))が施されていること。

(ii)構造用製材規格等に規定する耐久性区分D<sub>1</sub>の樹種のうち、ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ケヤキ、クリ、ベイヒバ、タイワンヒノキ、ウェスタンレッドシーダーその他これらと同等の耐久性を有するものに区分される製材又はこれらにより構成される集成材等が用いられていること。

(iii)(i)又は(ii)に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な処置が講じられていることが確かめられたものであること。

(様式4-2) ③

[平成 年 月 日][住宅名称][申請者]は、  
(様式2)と同様の記入をして下さい。

(様式

### 環境共生住宅認定（戸建住宅）特定評価項目

【節水】本書類に記名・記入戴きご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日

住宅の名称:

申請者名:

#### 1. 認定基準

環境共生住宅は、以下 a～c の取組みの 2 つ以上に該当しなければならない。

- a. 設置する便器の半数以上に節水に資する便器を使用していること。
- b. 設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓を使用していること。
- c. 定置型の電気食器洗い機を設置すること。

基準に定められた取組みのうち、採用した項目について○印と、その採用した取組みの箇所数等を記入してください。

#### 2. 計画

##### (1) 採用する取組み

採用する取組みについて、以下の表に「採用の有無」の項目に○を記入し、「取組み箇所数／総箇所数」の項目にそれぞれ箇所数を記入すること。

\*取組み箇所数: 節水に資する便器、節水に資する水洗を設置する箇所数

\*総箇所数 : 便器を設置する総箇所数、水洗を設置する総箇所数

取組み	採用の有無	取組み箇所数／総箇所数
a. 節水に資する便器		/
b. 節水に資する水栓		/
c. 定置型の電気食器洗い機	○	/

##### (2) 計画の概要

(様式4-2③) 1

(様式4-3) ①～③

[平成 年 月 日][住宅名称][申請者]は、(様式2)と同様の記入をして下さい。

環境共生住宅認定（戸建住宅）特定評価項目

【地域の水循環への積極的な配慮】本書類に記名・記入書きご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。  
平成 年 月 日  
住宅の名称: 申請者名:

1. 認定基準

・雨水の有効利用を図るため降水量や地盤の条件に従い、地下浸透あるいは雨水貯留タンクを設置しなければならない。

2. 計画

[(計画)]には、「立地環境への配慮」に関する3つの要求項目それぞれについて、具体的手法を次の要領で記入して下さい。方針については、提案する技術を採用するに至った背景、および狙いについて触れて下さい。

詳しくは、必須要件の解説を参照下さい。

1. 地域の水循環への積極的な配慮

- ・雨水利用あるいは地下浸透への配慮に関する方針
- ・提案する技術の詳細説明(図等を使った説明が望ましい)
- ・設備を用いる場合はその仕様

2. 積極的な緑化

- ・敷地内の緑化に関する方針
- ・緑化方針が反映された敷地図の例示
- ・郷土種の定義
- ・郷土種の具体的な選び方(樹種が決まっている場合は、樹木の名称)

3. まちなみ景観への配慮

- ・申請する環境共生住宅による、まちなみ・景観への配慮に関する方針
- ・外構および建物それぞれについての、方針を実現するための具体的手法
- ・それら具体的手法が反映された、外観図の例示

各技術は観念のみではなく、具体的な手法を示して下さい。添付書類がある場合には、本文との関連づけを明確に示して下さい。

(様式4-4)

[平成 年 月 日][住宅名称][申請者]は、  
(様式2)と同様の記入をして下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日 ●

住宅の名称:

申請者名:

#### 基準への適合状況

##### (1)用語の定義

- ・用語の定義は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)を参照のこと。

##### (2)評価基準

- ・次に掲げる基準に適合していること

①居室(換気計画上居室と一体とみなされる空間を含む)の内装仕上げ、下地に用いる建材・施工材のうち、国土交通省告示第1113～1115号(平成14年12月26日)の対象となる建材・施工材を使用する際は、F☆☆☆☆(日本工業規格(JIS)・日本農林規格(JAS)による建材のホルムアルデヒド発散等級の規格、または国土交通大臣認定による)等「規制対象外」に該当する建材を使用すること。また同告示の対象となる建材・施工材を含む複合材、設備機器等については、F☆☆☆☆同等以上のもの(※1)を使用すること。同告示の対象とならない建材・施工材の使用は制限されない。

②居室に用いる内装仕上げ材、及び内装仕上げ等工事に用いる接着剤・塗料等は、トルエン、キシレン不使用のものとする。 (※2)

##### (※1)

JIS・JAS品、大臣認定品を二次加工した複合材等の製品については、関連する事業者団体がそれぞれの定めに基づいてホルムアルデヒド発散等級を表示する制度により確認すること。

現在以下の16団体が、それぞれF☆☆☆☆、F☆☆☆、F☆☆等を表示している(平成20年4月時点)。

日本建材・住宅設備産業協会、日本繊維板工業会、全国天然木化粧合板工業協同組合連合会、日本プリント・カラー合板工業組合、全国木材組合連合会、日本フローリング工業会、日本複合床板工業会、日本防音床材工業会、日本壁装協会、日本接着剤工業会、日本塗料工業会、日本建築仕上材工業会、日本ウレタン建材工業会、日本シーリング材工業会、日本内装材連合会、日本・ポルトガル コルク工業会。

また、住宅部品、設備機器等、複数の建築材料を工場で組み立てたユニット製品については、「住宅設備・建具・収納のホルムアルデヒド発散区分に関する表示ガイドライン」((社)日本建材・住宅設備産業協会、(社)リビングアメニティ協会、キッチン・バス工業会)に基づき、製造者の責任においてホルムアルデヒド発散区分が説明書等に記載されており、これにより確認すること。

##### (※2)

トルエン・キシレンが不使用であることの確認手段については6. 認定基準—特定評価項目の解説を参照のこと。

(7)提案技術への適合状況記入図書(様式5)の書き方

先導的提案技術(省エネルギー型、資源の高度有効利用型、地域適合・環境親和型、健康快適・安全安心型の4類型)の中から1類型以上選択し、更にもの中から適合する項目を1つ以上選択して下さい。

(様式5-1)

(様式5-1)先

**環境共生住宅認定(戸建住宅)先導的提案技術**

次のおお、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月 日

住宅の名称: \_\_\_\_\_ 申請者名: \_\_\_\_\_

1. 先導的提案技術の選択  
 特定評価項目より高度な、あるいは特定評価項目に示す項目以外で採用する  
 つの類型の中から選択して下さい。(当てはまる類型No.および項目No.に○を

類型No.	項目No. 及び 提案名
I. 省エネルギー型	1. より高度な熱損失の低減 2. より高度な日射の制御 3. 太陽エネルギーのパッシブ利用、アクティブ利用 4. 未利用エネルギーの積極活用 5. 外皮と設備による省エネルギー化 6. 高効率設備機器の採用 7. その他 ( )
II. 資源の高度有効利用型	1. より高度な耐久性 2. 変化対応型構・工法の採用 3. ロー・エミッション化 4. リサイクル建材の積極利用 5. 水資源の高度有効利用 6. 生活廃棄物分別収集の建築的支援 7. その他 ( )
III. 地域適合・環境親和型	1. 地域の生態環境との高度な親和 2. 地域の水循環への十分な配慮 3. 地域の緑化への積極的な配慮 4. 豊かな内外の中間領域の創出 5. より高度で総合的なまちなみ、景観への配慮 6. 地域文化・地域産業の反映 7. その他 ( )
IV. 健康快適・安全安心型	1. 内外の適切なバリアフリー化の徹底 2. 適切で十分な通風・換気性能の確保 3. 人・環境に無害な建材の使用の徹底 4. 高度な遮音・防音性能の実現 5. 住宅の性能保証や維持管理に関するアフターサービスの充実 6. 住宅の性能、構・工法、材料、設備機器等に関する情報サービスの提供 7. その他 ( )

(様式5-1) 1

[平成 年 月 日][住宅名称][申請者]は、(様式2)と同様の記入をして下さい。

選択した類型および項目No. を○で囲んで下さい。提案される技術が1~6までの項目に当てはまらない時は、「7. その他」を選択し、( )内に提案の特徴を含む提案名称を記入して下さい。

(様式5-2)

[平成 年 月 日][住宅名称][申請者]は、(様式2)と同様の記入をして下さい。

(様式5-2)先導的提案技術 2017年度基準

環境共生住宅認定(戸建住宅)先導的提案技術

申請方式Ⅲに該当する「CASBEランクA以上であること」及び「特定評価項目9項目」のうち、その一部を満たさない住宅の場合、それを代替する優れた工夫の提案について、本書類に記名・記入戴きご提出下さい。

申請方式Ⅳに該当する場合、高度で先導的であると認められる工夫や提案について、本書類に記名・記入戴きご提出下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。  
平成 年 月 日  
住宅の名称: 申請

(様式4-1)で選択した中から、説明する技術の[類型No.][項目No.][提案名称]を記入して下さい。

類型No.	項目No.	提案名称

提案内容について、具体的かつ簡潔に説明して下さい。  
 提案により記述内容は異なりますが、原則として次の項目を含むこととします。

- ・基本的な考え方(提案技術導入の目的および効果の目標)
- ・提案技術の具体的な内容
- ・性能、特性(一般的な技術と比較してどれ程優位なのかを記述して下さい)
- ・効果(一般的な評価手法があれば、その評価結果が示されることが望まれます)

基準が明確になっている技術については、「6. 提案技術の認定基準の運用」を参照下さい。

必要に応じて、下記の情報についても示して下さい。

- ・仕様、標準ディテール(設備機器や部材を用いたり、構工法上の工夫の場合)
- ・設計手法、施工手法
- ・運用方法 提案技術を確実に実施するための組織体制、ツール等  
 居住者の適切な運用が必要な場合は、その運用手法の内容と伝達手段  
 供給者等が運用する技術・サービスの場合は、その運用手法と実施体制

記述に当たっては、下記に留意して下さい。

- ・観念ではなく、具体的にどう実現するのかを記述して下さい。
- ・複数の技術を提案する場合は、全てを行うのか、どれかを選択するのかを明示して下さい。
- ・添付書類を参照する場合は、参照先を明確に示して下さい。

詳しくは、事務局におたずね下さい。

(様式5-2) 1

(8) 供給体制（様式6）の書き方

[平成 年 月 日][住宅名称][申請者]は、(様式2)と同様の記入をして下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。

平成 年 月

住宅の名称:

申請者名:

供給体制

必要な記入事項は次のとおりです。

1. 住宅及び先導的な提案技術の供給に係わる組織体制  
住宅と先導的な提案技術の供給に係わる担当部署(担当者)の組織構成図を作成して下さい。どの部署(担当者)が、どの部分に係わるのかを明示して下さい。
2. 先導的な提案技術に係わる部分を含む、設計・施工の工程  
工程表を作成して下さい。この中には、全体の工程上のどの段階で先導的な提案技術の設計・施工が行われるのか、チェックリスト(後述)が使用されるのかを明示して下さい。
3. 設計・施工が確実に実行されるための体制  
設計・施工が確実に実行されるための体制を示す図書を作成して下さい。具体的に要求される内容は供給型により異なります。
  - 個別供給型場合  
認定を受けた住宅を確実に設計・施工するための、現場で確認するためのチェックリストを作成して下さい。このチェックリストは実際の設計・施工段階で使用し、竣工後3年間は保管して下さい。チェックと保管を行う担当部署(担当者)を前出の【1. 住宅及び先導的な提案技術の供給に係わる組織体制】に明示して下さい。
  - システム供給型の場合
    - a) 認定を受けた環境共生住宅として供給されるあらゆるケース(プラン、地域など)について、先導的な提案技術が申請通りに設計・施工されるための体制を明示して下さい。又、関係するマニュアル等(設計共通仕様書、工事共通仕様書、設計・施工マニュアル)の実際に使用するものを提出して下さい(提出部数は1部で結構です)。この部分がシステム化されている事が、システム供給型として申請できる条件となります。なお、マニュアルは必須要件を満たす内容である必要があります。
    - b) 認定を受けた住宅を確実に設計・施工するための、現場で確認するためのチェックリストを作成して下さい。このチェックリストは実際の設計・施工段階で使用し、竣工後3年間は保管して下さい。チェックと保管を行う担当部署(担当者)を前出の【1. 住宅及び先導的な提案技術の供給に係わる組織体制】に明示して下さい。
4. 維持、管理が適正に行われるための体制  
必須要件及び先導的な提案技術に係わる部分で、竣工後に維持・管理を必要とする場合は、これらが適正に行われるためのアフターサービスまたは居住者に対する啓発等のサポート体制を明示して下さい。居住者へ渡す住まい方マニュアル等、実際に使用するものを提出して下さい。

**(9) 供給者の概要（様式7）の書き方**

申請する環境共生住宅の供給に携わった全ての方（様式1①に記入した全ての申請者）の情報を記入して下さい。申請者が建築主などで個人の場合は、先導的提案技術に係わる部分の供給に主体的な役割を果たした供給者の〔1. 氏名又は名称、代表者の氏名〕〔2. 本社所在地〕のみ記入して下さい。なお、1供給者につき、1枚使用して下さい。

次のとおり、環境共生住宅認定基準に適合する工事を実施します。 平成 年 月 日 住宅の名称: _____ 申請者名: _____	
項 目	内 容
1. 氏名又は名称 代表者の氏名	
2. 本 社 所 在 地	代表電話番号(    -    -    )
3. 資 本 金	
4. 創 業 年 月 日	年    月    日
5. 主たる業務及び その他の業務 (事業内容)	
6. 登録免許等 日付, 番号 大臣, 都道府 県知事の別	建設業
	宅地建物取引業
	建築士事務所
	そ の 他
8. 従 業 員 数	名
9. 主 な 所 属 団 体	

[9. 主な所属団体]には、(社)建築業協会、(社)日本木造住宅産業協会、(社)プレハブ建築協会、(社)日本ツーバイフォー建築協会等を記入して下さい。